

太田市鳥獣害対策設備設置支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において被害が増大している猪・ハクビシン・アライグマ・カラス等（以下「野生鳥獣」という。）による農林作物への被害を防止しようとする者に対し太田市鳥獣害対策設備設置支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において住所を有する者であって、電気柵、防護柵又は防護ネット（以下「電気柵等」という。）を設置できる農地を耕作し、かつ、電気柵等を適正に管理し、及び運用できるものであり、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 野生鳥獣による被害を防止しようとする者
- (2) 野生鳥獣による被害を防止しようとする隣接する2戸以上の農家の代表者又は農業者団体等の代表者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、野生鳥獣の侵入防止に供する電気柵等の設置等に係る費用のうち資材購入費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに係る費用については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 過去に補助金の交付を受けた電気柵等
- (2) 住宅に付随する外構工事と判断されるもの。
- (3) その他市長が不相当だと認めるもの。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 電気柵を設置する場合

ア 第2条第1項第1号に掲げる者 対象経費の100分の50とし、15万円を上限とする（1メートル当たりの資材単価の上限は600円とする。）。

イ 第2条第1項第2号に掲げる代表者 対象経費の100分の50とし、100万円を上限とする（1メートル当たりの資材単価の上限は600円とする。）。

(2) 防護柵を設置する場合

ア 第2条第1項第1号に掲げる者 対象経費の100分の50とし、25万円を上限とする（1メートル当たりの資材単価の上限は1,000円とする。）。

イ 第2条第1項第2号に掲げる代表者 対象経費の100分の50とし、100万円を上限とする（1メートル当たりの資材単価の上限は1,000円とする。）。

(3) 防護ネットを設置する場合

ア 第2条第1項第1号に掲げる者 対象経費の100分の50とし、5万円を上限とする。

イ 第2条第1項第2号に掲げる代表者 対象経費の100分の50とし、20万円を上限とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付決定の取消し)

第5条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「決定者」という。）が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付を取り消すことができるものとする。

(返還)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合で既に補助金を交付しているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(譲渡等の禁止等)

第7条 決定者は、設置した電気柵等を他人に譲渡し、又は転貸しないものとする。

2 決定者は、電気柵等の機能が良好な状態で保持できるよう維持管理を適正に行い、使用に当たっては、事故等の防止に配慮するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、改正前の太田市電気柵設置支援助成金交付要綱の規定によりなされた申請、決定、その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。